北海道日高告示第６０４６号

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和６年（２０２４年）２月２８日

北海道日高振興局長　生田　泰

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）業務名

　広域相談支援体制整備事業（日高圏域）委託業務

（２）業務の目的及び内容

　　　障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、障がい保健福祉圏域（以下「圏域」という。）に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築に関する助言・調整等の広域的支援を行う。

（３）契約期間

　　　令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日までとする。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額または削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

２　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な要件

　　次の要件を全て満たす単一の法人若しくは複数の法人による連合体（コンソーシアム）であること。

（１）障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第51条の19の指定一般相談支援事業所、又は同条の20の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること（指定申請審査の結果、指定が確実である場合を含む）。

（２）上記（１）の指定相談支援事業者は、日高振興局管内に所在するものであること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者でないこと。

（４）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（５）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（６）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（７）暴力団関係事業者等でないこと。

（８）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

　ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（９）次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

　　ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　　イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　　ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（10）道内に拠点を有する法人であること。

３　参加資格の審査

（１）公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、４の（１）、（２）アからイまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

（２）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

４　手続等

（１）担当部局

　　　日高振興局保健環境部社会福祉課

　　　〒０５７－８５５８　浦河郡浦河町栄丘東通５６号

　　　電　話：０１４６－２２－９４７８（課直通）

　　　ＦＡＸ：０１４６－２２－７７１２

（２）プロポーザル企画提案説明書に関する事項

　　ア　交付期間　　　令和６年（２０２４年）２月２８日（水）から令和６年（２０２４年）３月４日（月）まで。

　　　　　　　　　　　（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前９時から午後５時まで）

　　イ　交付場所　　　４の（１）と同じ。

　　　　　　　　　　　日高振興局保健環境部社会福祉課のホームページよりダウンロード可能とする。

　　　　　　　　　　　（https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.html）

（３）参加資格審査申請書及び誓約書に関する事項

　　ア　交付期間　　　４の（２）のアと同じ。

　　イ　交付場所　　　４の（１）と同じ。

　　ウ　提出期限　　　令和６年（２０２４年）３月４日（月）１７時まで。

　　エ　提出場所　　　４の（１）と同じ。

　　オ　提出方法　　　持参又は郵送（配達記録の残る書留郵便等）とする。

（４）企画提案書、実務経験証明書及び略歴書に関する事項

　　ア　交付期間　　　４の（２）のアと同じ。

　　イ　交付場所　　　４の（１）と同じ。

　　ウ　提出期限　　　令和６年（２０２４年）３月１３日（水）１７時まで。

　　エ　提出場所　　　４の（１）と同じ。

　　オ　提出方法　　　４の（３）のオと同じ。

６　提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

７　最良の提案をした者の選定方法

　　あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

８　契約手続

　　特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

９　その他

（１）提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）審査結果及び特定者名は、公表する。

（３）詳細は、企画提案説明書による。